

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 2 月 23 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1600951号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1600362号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月27日の標準賞与額を14万7,000円、同年12月30日の標準賞与額を40万円、平成18年7月27日の標準賞与額を19万6,000円、同年12月29日の標準賞与額を45万円に訂正することが必要である。

平成17年7月27日、同年12月30日、平成18年7月27日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月27日、同年12月30日、平成18年7月27日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成17年7月
② 平成17年12月
③ 平成18年7月
④ 平成18年12月

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間①から④までの標準賞与額の記録が漏れていますことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の販売権を購入し、従業員も同社から引き継いだとするB社から提出された年間昇給額と賞与支給金額に関する資料及び複数の同僚が保有する請求期間①から④までに係る賞与支払明細書により、請求者は、A社から請求期間①から④までにおいて、賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、上記複数の同僚が保有する賞与支払明細書により、当該同僚はいずれも厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるところ、請求期間当時、A社で経理を担当していた者は、

請求期間の賞与は正社員全員に現金で支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたと回答していることから、請求者についても、請求期間①から④までにおいて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

さらに、上記複数の同僚は、請求期間②及び④については、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除され、請求期間①及び③については、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から④までに係る賞与の支給日については、上記複数の同僚が保有する賞与支払明細書に押された日付入りの社長印及び請求期間当時、A社で経理を担当していた者からの陳述により、請求期間①は平成17年7月27日、請求期間②は同年12月30日、請求期間③は平成18年7月27日、請求期間④は同年12月29日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、B社から提出された上記資料及び複数の同僚が保有する賞与支払明細書により推認した厚生年金保険料控除額から、平成17年7月27日は14万7,000円、同年12月30日は40万円、平成18年7月27日は19万6,000円、同年12月29日は45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、請求期間当時の代表取締役の一人は、請求期間①から④までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601034 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600364 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月9日の標準賞与額に係る記録を26万1,000円とすることが必要である。

平成17年12月9日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月9日

育児休業期間中の請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賃金台帳（組織順）17年分」及び「社会保険賞与内訳（平成17年12月期）（平成17年12月9日の賞与から控除）」により、請求者は、平成17年12月9日に同社から26万1,490円の賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社の事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中（平成17年*月*日から平成18年*月*日まで）に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、A社から提出された請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成28年8月19日に届け出られていることから、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者のA社における請求期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳等における賞与額から、26万1,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601035 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600365 号

第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 12 月 9 日の標準賞与額に係る記録を 83 万 4,000 円とする
ことが必要である。

平成 17 年 12 月 9 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞
与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

育児休業期間中の請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険
法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映
してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賃金台帳（職員No順）17 年分」及び「社会保険賞与内訳（平成 17 年
月 12 月期）（平成 17 年 12 月 9 日の賞与から控除）」により、請求者は、平成 17 年 12 月 9 日
に同社から 83 万 4,973 円の賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社の事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づ
く育児休業期間中（平成 17 年 * 月 * 日から平成 18 年 * 月 * 日まで）に係る請求者の厚生年金
保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、A社から提出された請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、
保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 28 年 8 月 19 日に届け出られている
ことから、請求期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない
記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があ
った場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業等を開始した日の属す
る月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴
収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者のA社における請求期間に係る標準賞与額については、事業主から
提出された賃金台帳等における賞与額から、83 万 4,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600986 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600363 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めるることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 9 年 2 月 1 日から平成 10 年 11 月 1 日まで
② 平成 12 年 5 月 16 日から平成 13 年 4 月 1 日まで

請求期間①については、A社に月額 50 万円で勤務していたのに、標準報酬月額が 26 万円と記録されている。請求期間②についても、同社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。請求期間①及び②において給与から約 6 % の金額が公的納入控除されていたので、請求期間①については標準報酬月額の記録を訂正し、請求期間②については厚生年金保険被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社は平成 10 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、請求者の請求どおりの届出、厚生年金保険料の控除及び納付について確認することができない。

また、A社において請求期間①に厚生年金保険被保険者記録のある 17 人のうち、亡くなつた者を除く 15 人に照会したところ、回答があった 9 人全員が、厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有していないとしている上、請求者も給与明細書等を保有しておらず、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求者の請求期間①における標準報酬月額は 26 万円と記録されているところ、標準報酬月額について遡及訂正等の不合理な事務処理は見当たらない。

このほか、請求期間①について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の

控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、雇用保険の加入記録により、当該期間のうち、平成12年5月22日から平成13年2月28日まで、請求者はA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は平成10年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間②においては厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、全国健康保険協会B支部の回答により、請求期間②のうち、平成12年5月16日から平成13年3月13日までの期間について、請求者は健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

さらに、C市の回答により、請求期間②のうち、平成13年3月13日から同年4月1日までの期間について、請求者は国民健康保険に加入していたことが確認できる上、オンライン記録により、請求期間②について、請求者は国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。